

発行者：小倉南法律事務所
 編集者：高木 健康
 〒802-0972
 北九州市小倉南区
 守恒 1-11-5 寿康ビル2階
 TEL：093 - 963 - 1731
 FAX：093 - 963 - 1732

http://k-minamilaw.jp/

小倉南法律

検索



南よ、とこ

小倉南図書館

よちよち歩きの女の子が、大きな絵本を手にとってにっこり。前面ガラス張りの窓から入る暖かな陽射し、待望の「小倉南図書館」散歩がてら出かけてみてはいかがでしょうか。



**本年もよろしく
 お願いいたします**

健康 威亜 陸斗 所員一同
 高木 小川 末安
 弁護士 弁護士 弁護士

R.E.P.O.R.T
事件報告

投資には十分ご注意ください



弁護士 末安 陸斗

ケフィア事業振興会、その他関連グループに投資をし、その結果、多額の被害が生じたという事件を扱いましたのでそのご報告を致します。

この種の事件の被害者は、主婦の方や高齢の方が多く、身近に起こりうるものです。十分に気をつけて下さい。

きっかけは？

ケフィア事業振興会とは、柿やヨーグルト、ジュースなどの通信販売をしている会社であり、購入者に「オーナー制度」「サポーター制度」と言われる一種の投資を持ちかけました。

「オーナー制度」「サポーター制度」とは、柿やヨーグルト、ジュースなどの通信販売をしていて、購入者に「オーナー制度」と言われる一種の投資を持ちかけました。

利用者は商品を購入し、商品の良さを実感した後であったため、何もしなくても十数パーセントという高い利息を得られるという話にとびついてしまったのです。

投資を辞められない理由

この投資行為には、怪しい点が多くあります。しかし、オーナー制度を利用すると、上等な柿等の商品が送られてくるだけでなく、シルクドソレイユ等の有名な公演に招待されることもあったそうです。そのため、利用者は、ケフィア事業振興会に財政不安があるなどとは、全く思っており、投資行為を続けました。

急な支払遅滞

ところが、平成29年11月頃より、利息等の支払が遅滞され始めました。そのため、多くの利用者は、ケフィア事業振興会に電話等で確認をしましたが、コンピュータのトラブルで、支払が遅くなるが、平成30年5月には支払うという説明を受けました。このような説明は、一人一人に手紙でも来ており、多くの利用者は今までも支払ってもらっていたこともあり大丈夫だろうと信用をしていました。

破産手続きへ

実際には、ケフィアグループは財政赤字が続いていました。約束の支払日にも支払が無かったため、徐々に利用者から弁護士、消費生活センターに相談が寄せられるようになりました。

その後、ケフィア事業振興会ほかケフィアグループの多くで破産開始決定がなされ、

現在破産手続中です。ケフィアグループには資力がなく、今まで投資していたお金はほとんど返ってきません。投資をしていた方の多くは多額の被害を受けたのです。

悩んだらまずは家族、専門家に相談を

今回、私も多くの相談を受けましたが、相談者は口を揃えて、「こないだの話はないと思ってた」「いつかは止めようと思っていた」等と話されました。

投資行為などは、熱中しやすく、客観的に判断できなくなるおそれがあります。多額のお金を利用する場合は、まず家族に相談をし、怪しいと思ったら専門家等にもご相談下さい。

MINAMIKAZE
 北九州市長選、県知事・県議選、参議院選などで、国民のための政治を取り戻しましょう。

(T・J)

物価偽装で保護費引き下げ

「いのちのとりで裁判」を支援ください

弁護士 高木 健康



弁護士 高木 健康

ました。ところが、すでに最低だった生活保護基準を、さらに最高10パーセントも引き下げたのです。

全国で処分取消訴訟を提起

安倍政権による生活保護基準引下げ

2012年に政権に復帰した安倍首相は、翌年の2013年には生活保護基準の大幅な引き下げを行いました。それまでの政府も、生活保護基準については、必要最低限の基準を決めて、それに基づいて生活保護行政を行ってきた

もともと最低限度だった生活保護費を10パーセントも引き下げられれば、とても普通の生活はできません。食事の回数を減らしたり、風呂の回数を減らしたり、真夏にエアコンを我慢したりしても、月の終わりにはお金が足りなくなっ

国の主張は破たんしている

を求めて裁判をたたかっています。福岡県でも、約100人の原告が2015年から福岡地裁で裁判をたたかっています。私は、訴訟弁護団の団長をしています。

裁判の中で、国は2008年2011年にかけて生活保護世帯に関して4.7パーセントの物価下落があったから、保護基準を下げたと主張しています。しかし、一般の物価は、そんなに下がっていません。食料品や公共料金は、上がっています。物価が下がったように見えるのは、テレビやパソコン、カメラなどのデジタル家電の価格が下がったことによるものです。このような、テレビやパソコンの価格が下がって、生活保護基準を下げたとする国の主張は全く筋がとおりません。

基準引下げは憲法違反

生活保護基準の引き下げで影響を受けるのは、生活保護利用者だけではありません。社会保障に関する様々な制度の基準は生活保護基準と連動しています。最低賃金、公務員の給与、非課税基準、就学援助の基準、など、多くの基準が引き下げられることになりました。生活保護基準を守ることは、社会保障の水準を守ることなのです。

私たちの裁判へのご支援を

前回の基準引下げのときと比べて、現在は物価は上がっています。ところが、政府は、2018年10月には、また保護基準を引き下げました。今度は、物価のことは考慮していません。物価が下がったと言って保護基準を引き下げ、物価が上がっても保護基準を引き上げるのは、身勝手です。政府は生活保護基準を引き下げ続けており、このままでは、生活保護基準は際限なく引き下げられることとなります。そして、保護基準の引き下げに連動して、その他の社会保障の水準もどんどん引き下げられることとなります。

生活保護基準の引き下げは、絶対に許されません。裁判へのご支援をお願いいたします。

生活保護基準の引き下げは、絶対に許されません。裁判へのご支援をお願いいたします。



あまりにもひどい生活保護基準の引き下げは憲法25条に違反するとして、全国29の裁判所で、約1000人の原告が処分の取り消しと損害賠償を求めました。それに加えて、毎月の日弁連(東京)への出張や、他県の弁護士会との交流会、韓国釜山の弁護士会を訪問したり、中国大連の弁護士の福岡訪問をお迎えしたりと、盛りだくさん会務を行ってきました。

副会長の任期が間もなく終わります

弁護士 小川 威亜



弁護士 小川 威亜

2018年4月より、福岡県弁護士会の副会長を務めてきましたが、本年3月末で終了します。

週に3〜4日ほど弁護士会館に詰めて、弁護士会の



間もなく完成予定の弁護士会館

引越作業は2月に行われ、現在、その準備に追われています。大変な作業ですが、ぴかぴかの新築会館への引越はとても楽し

みです。新しい弁護士会館は、これまで新しい福岡地方裁判所本庁のすぐ隣にあります。ので、新しい弁護士会館で、ご依頼者の皆様と打ち合わせをすることもあるかと思

います。福岡県弁護士会には、六本松への移転を機に法律相談センターを新たに立ち上げて、市民の皆様へのサービスを充実させていく予定です。ので、当事務所だけでなく福岡県弁護士会の活動にもご注目して頂けると幸いです。

法律知識 相続法の改正について

2018年7月に相続法が大きく改正をされました(施行は、2018年7月より1年以内)。この改正により、以下の4つの点が現行法と異なります。

1 配偶者住居権が創設

この改正により、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物を無償で使用することが可能になりました。

2 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで作成可能に

現行法では全て自筆でなければならなかったですが、この改正により、目録部分は、パソコンで作成しても良い事になりました。

3 法務局で自筆証書遺言の保管が可能に

自筆証書の遺言に関しましては、自宅での保管が原則でしたが、この改正により、法務局で保管をしてもらえることになりました。

4 被相続人の介護で貢献した親族による金銭請求が可能に

この改正により、相続人でない親族も相続人に対して金銭的な請求が出来るようになりました。

相続法の大改正は、約40年ぶりです。現在の社会環境の変化に対応するためにも意味のある改正だったと思います。